

千葉県住指令第1689号

東京都中央区日本橋横山町3番13号

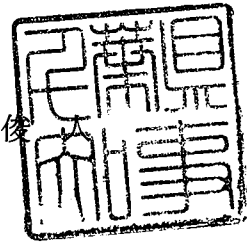
ナップ賃貸保証株式会社

代表取締役 坂口頼邦

令和7年11月12日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人事業計画等認可申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第65条第1項の規定により、下記のとおり認可する。

令和7年11月25日

千葉県知事 熊谷 俊



記

認可する事業計画等の始期及び終期

（始期）令和7年12月1日から（終期）令和8年11月30日

（注意事項）

- 1 次期事業年度の開始前に支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、法第65条第1項の規定による認可を受けること。
- 2 事業年度経過後三月以内に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、提出すること。